



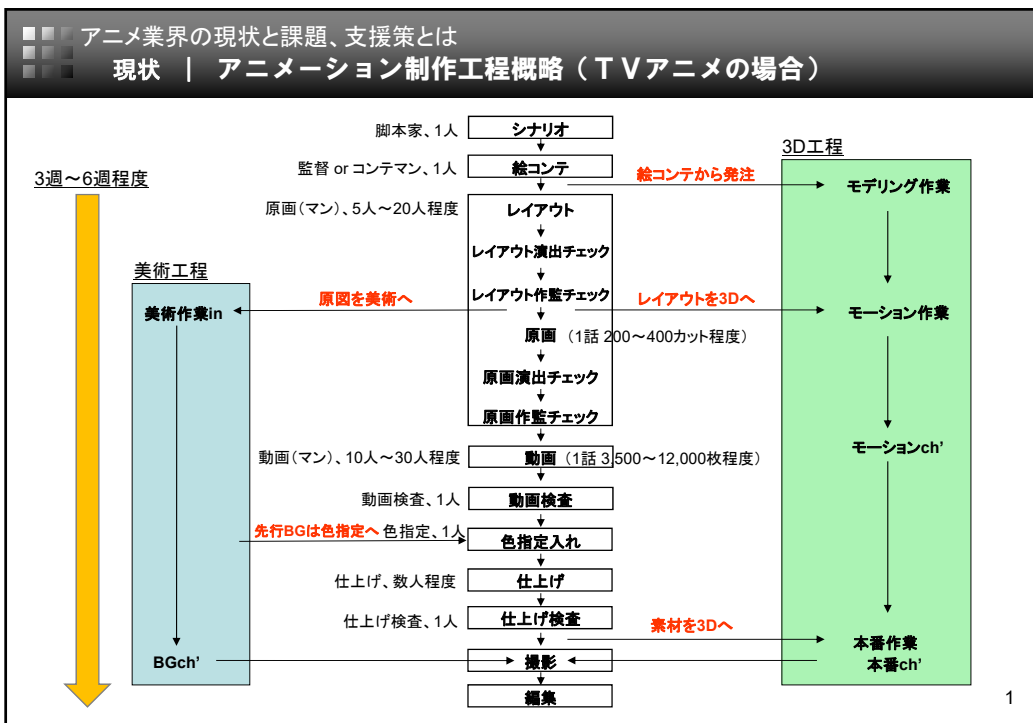
アニメ業界の現状と課題、支援策とは

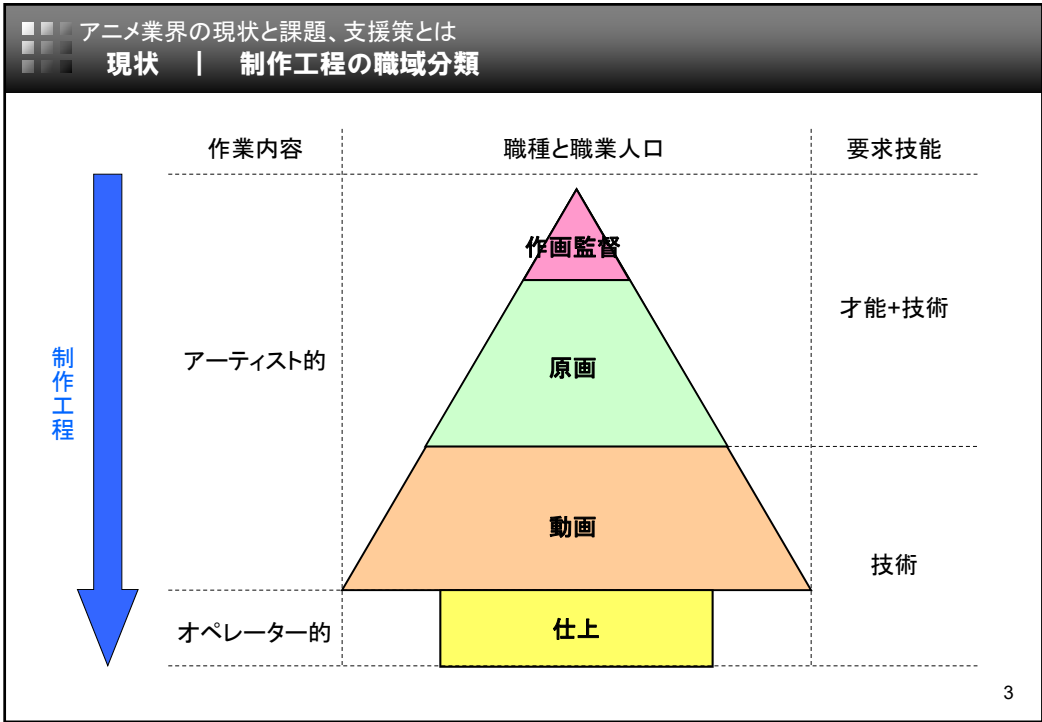
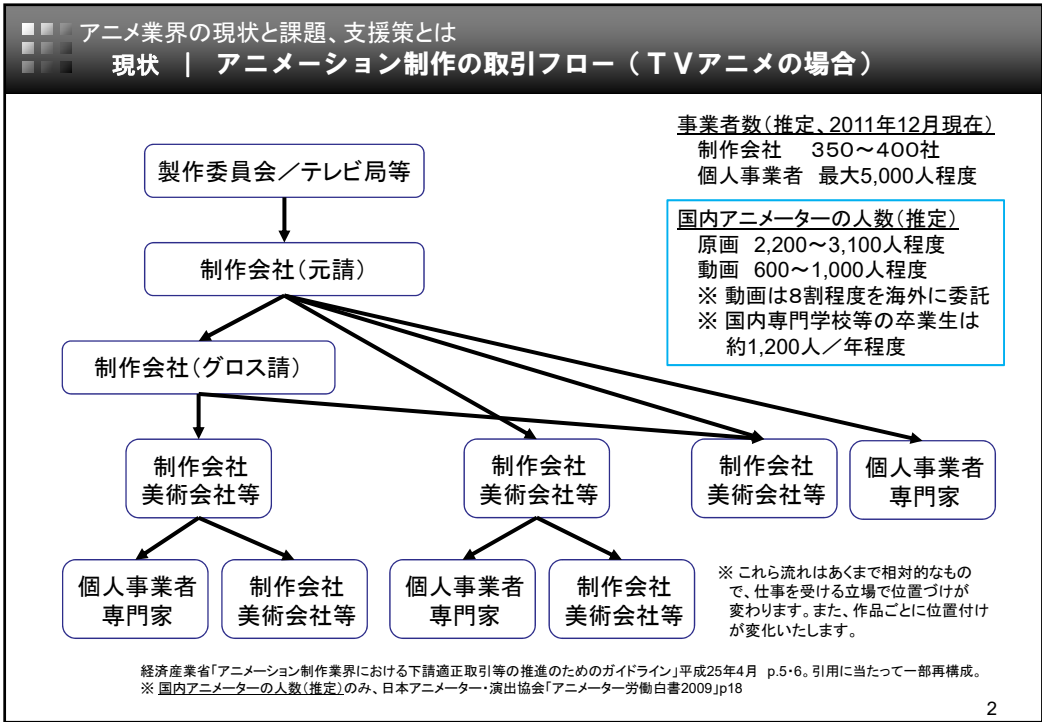
一般社団法人日本アニメーター・演出協会
代表理事 入江泰浩

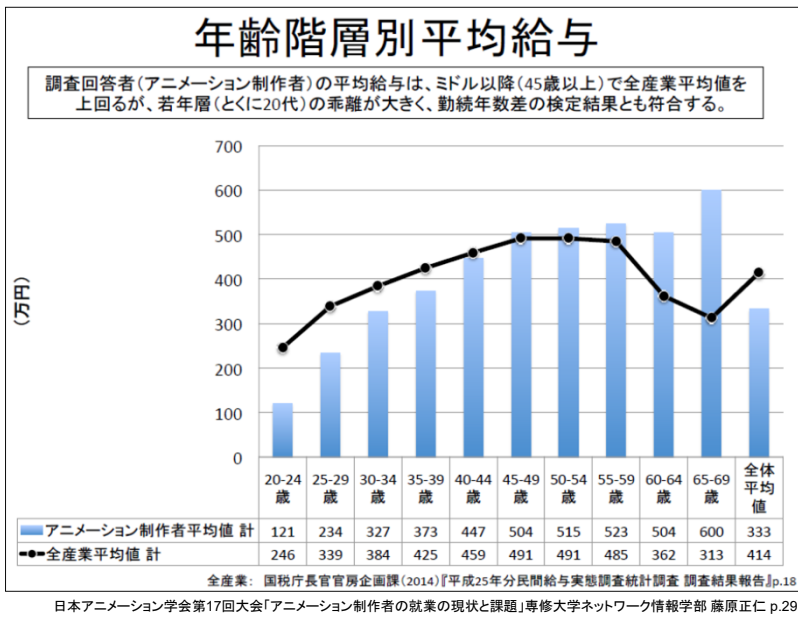


2017 / 06 / 28

Copyright © 2017 Japan Animation Creators Association All rights reserved. <http://www.janica.jp> postmaster@janica.jp







アニメーター(原画、動画)の就労環境

サンプル数:原画=129人、動画=56人

年収

職種	平均値	中央値	最頻値
原画	282	217	200
動画	111	80	50

作業時間(1日)

職種	平均値	中央値	最頻値
原画	10.3	10	10
動画	11.3	12	12

作業時間(1月)

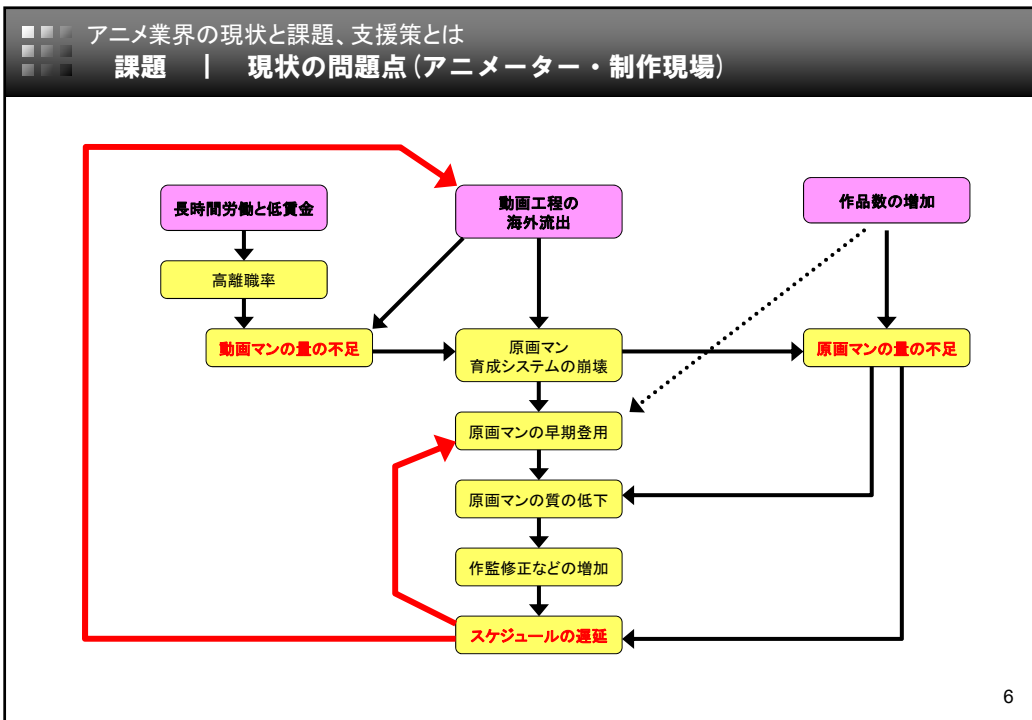
職種	平均値	中央値	最頻値
原画	250	250	250
動画	251	262	300

時間単価(概算) 時給 = 年収 ÷ 年間労働時間

原画 : 940円(平均値)、723円(中央値)、667円(最頻値)

動画 : 369円(平均値)、254円(中央値)、138円(最頻値)

※ 東京都の最低賃金は932円(2016年10月1日～)



アニメ業界の現状と課題、支援策とは
支援策 | 新人・若手、動画アニメーター等への支援策

要旨

日本アニメ産業の国際競争力の源泉は多様で豊かな制作現場。全産業平均に比して著しく劣位する20歳代～30歳代の新人・若手の制作従事者、特に最終成果物を直接描き、また原画アニメーターへの登竜門としてOJT機能を果たしている動画アニメーターおよび動画アニメーターを育成する制作会社に対する是正策を至急実現いただきたい。

支援策 (案)

1. 租税特別措置 (優遇税制、タックス・クレジット等)
 および／または
2. 補助金

支援対象 (案)

- 日本国内で稼働する動画アニメーター等、新人・若手制作従事者
- 上記従事者の育成を行う制作会社等
- 上記制作従事者・制作会社等を含め、適正な制作環境を実現している製作者 (製作委員会やテレビ局などの発注者)

7

アニメ業界の現状と課題、支援策とは
参考資料等

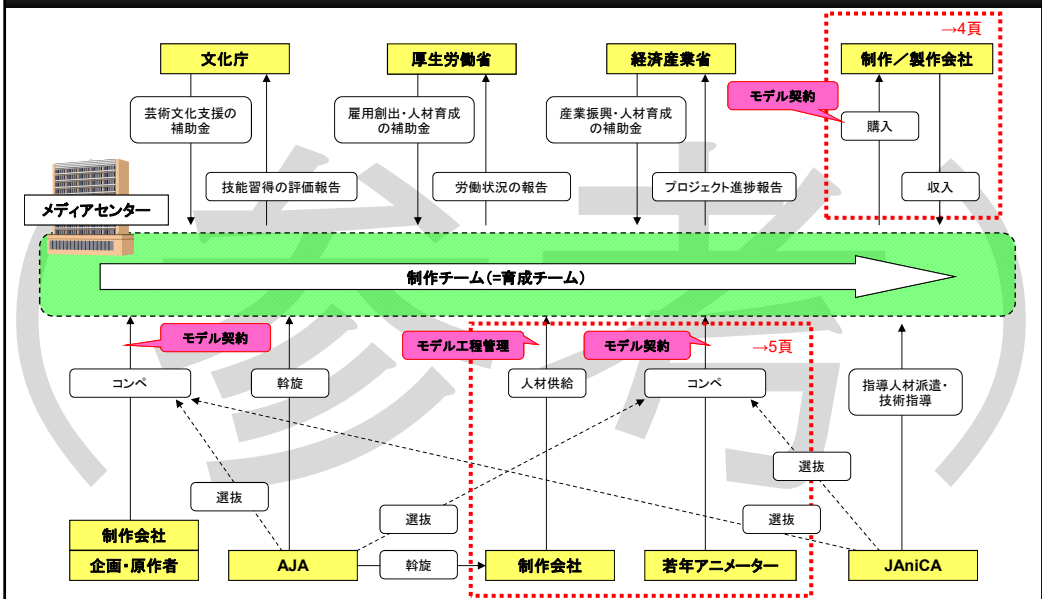
【添付資料】

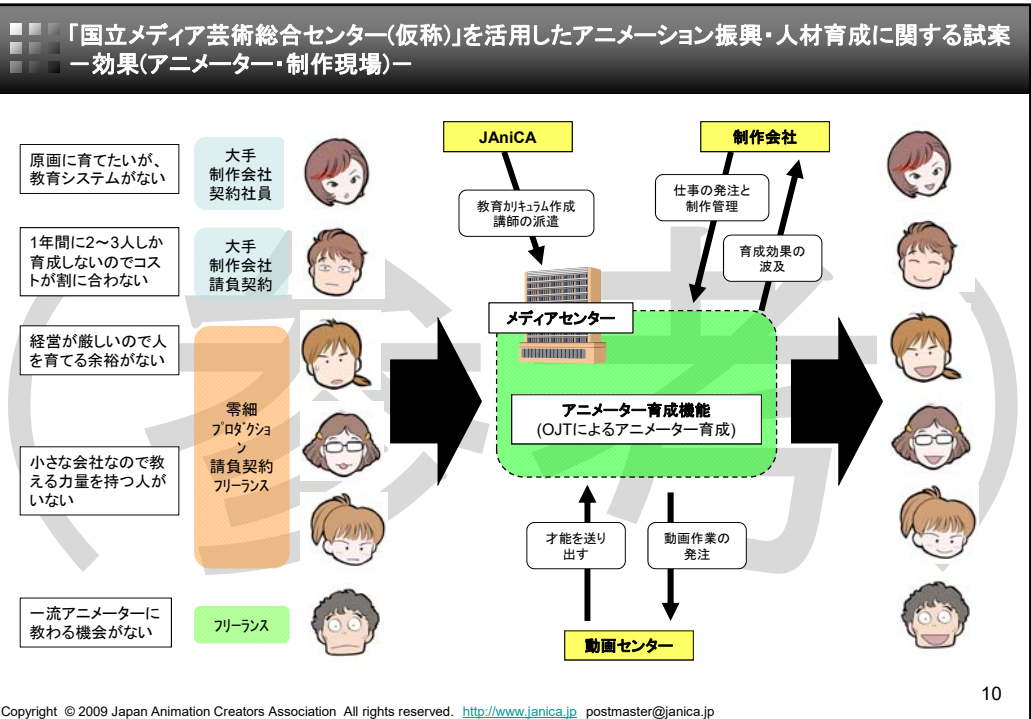
- 1 映像製作におけるインセンティブ税制(タックス・クレジット)
 2014年5月 弁護士桶田大介(日本アニメーター・演出協会 監事)
- 2 アニメ下請ガイドラインフォローアップ当調査事業報告書
 経済産業省平成27年度コンテンツ産業強化対策支援事業 2015年2月29日
- 3 「国立メディア芸術総合センター(仮称)」を活用したアニメーション振興・
 人材育成に関する試案
 2009年7月 日本アニメーター・演出協会

【参考資料】

- 3 芸能実演家・スタッフの活動と生活実態 調査報告書2005年版
 -アニメーター編- 日本芸能実演家団体協議会
 平成16年度文化庁芸術団体人材育成事業
- 4 アニメーター労働白書2009
 一般社団法人日本アニメーター・演出協会 2009年12月
- 5 アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のための
 ガイドライン 平成25年4月 経済産業省
- 6 アニメーション制作者実態調査報告書2015
 第9回芸能実演家・スタッフ等の活動と生活実態 調査報告書2015年版
 -アニメーター編- 日本アニメーター・演出協会
 平成26年度文化庁「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」
- 7 アニメーション制作者の就業の現状と課題 日本アニメーション学会第17回大会
 2015年6月13日 専修大学ネットワーク情報学部 藤原正仁

「国立メディア芸術総合センター(仮称)」を活用したアニメーション振興・人材育成に関する試案
 -全体概要-





2014年5月

映像製作におけるインセンティブ税制（タックス・クレジット）

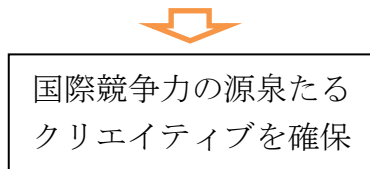
弁護士 桶田大介

1 総括

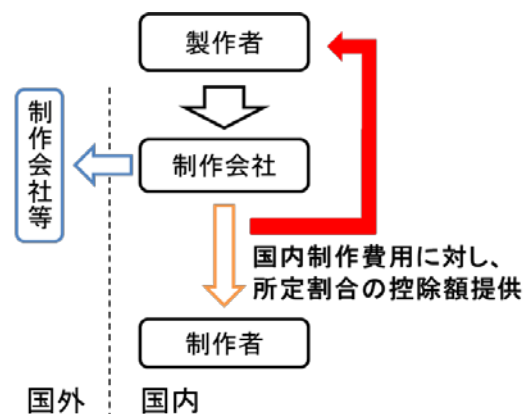
世界 50 カ国以上で導入済の映像制作に対するインセンティブ税制が日本にはなく、国際的な競争環境という点で大きく見劣りしている。このままでは若年人口の減少や 3DCG の普及等により、映像制作の空洞化が進み、中長期的に競争力を失うおそれがある。

2 タックス・クレジット制度の概要

- 目的：国内における映像製作産業の振興
- Runway Production (映像制作の空洞化) 防止
 - 国内雇用の確保、労働環境の改善



- 手段：国内映像制作に対するインセンティブ税制と関連制度の整備



タックス・クレジットの特徴である 3 要素は次のとおり。なお、3 要素のうち、①は全てのタックス・クレジットが備えている基礎的要素であるが、②及び③については、①に付加される選択的要素であり、相互に排他的性質を有する。

① 所得税等の税額控除

所得税等の税額控除（以下「税額控除」）とは、対象となる支出の一定割合に相当する金額を、対象となる税金の課税額から差し引く制度である。

税額控除は、映像産業に対する税制優遇措置として一般的に用いられる売上税又は使用税の免除に次いで、標準的であるといわれている¹。具体的には、税年度内のある映画製作会社の対象支出が 5 百万ドルの場合に、15%について法人所得税の税額控除が行われるとすると、75 万ドルがその製作会社が本来支払うべき法人所得税額から、直接差し引かれることとなる。対象となる支出は、その制度趣旨に応じて一定の制約が設けられているのが通常であり、例えばカナダ側タックス・クレジットのような州政府の制度であれば、州内で支払われた制作費であることが要件となるのが通例である。また、

¹ 日本政策投資銀行「米国で広がる映像制作に対する公的支援」第 28 頁等
http://www.dbj.jp/reportshift/area/newyork/pdf_all/91.pdf

人件費等、費目制限が設定される場合もある。

税額控除の割合は制度によってまちまちであるが、一般に 10%から 25%程度が多いとされている。また、控除の対象となる税は所得税が基本である²。

② 還付の可否

タックス・クレジットを特徴付けているのが、「還付が可能であること (refundable)」である。税額控除が refundable であるとは、控除額が納税額それ自体を上回る場合には、その差額が納税義務者に還付、即ち支払われることになる。

ある特定の映画製作のために新たに会社が設立された場合、通常であれば所得税の課税対象となる前年度収入はないため、納税額は 0 円となる。このような場合において、refundable な税額控除 (tax credit) とは、日本的な感覚でいうところの後払いの補助金と本質において異なる。

なお、全ての税額控除が refundable でないことは、既に触れたとおりである。

③ 譲渡の可否

更に進んで、税額控除が譲渡可能 (transferable 又は assignable) な場合もある。税額控除が譲渡可能であるとは、税額控除を得た法人等が、その権利を第三者に譲渡できることをいう。

この要素は、コンテンツ制作の特殊性に起因した非常に珍しい制度であるとされている³。税額控除が non-refundable な場合、映像製作会社はせつかく多額の税額控除を得ても、映画制作を行った場所と本社の所在が異なるような場合、映像製作会社は税額控除の枠をもてあます結果となる。そこで、税額控除の枠それ自体を売買可能とすることにより、このような場合であっても税額控除のインセンティブとしての訴求力を失わない様にするための制度として、「譲渡可能」制が導入される場合がある。なお、「譲渡可能」制には、その他にも繰り越しを可能としたり、州政府による一定割合での割引保証等、複数のオプションが存在する。

3 助成金・ファンド等との差異

① 予算枠に伴う支援件数や金額の上限が (原則として) 存在しない

→ 2,000 万円という上限金額と十数件という採択件数は、実態に比して貧弱映画に限定されている点にも実際の産業構造に見合っているとは言い難い

② 製作資金の全額についてファイナンスが必要

→ ファンドと異なり、モラル・ハザード (逆チェリー・ピッキングリスク) が生じ難い

③ 通常、国内製作者の限定はなく、外国からの制作誘致に寄与

→ 税額控除算定の対象となる国内制作費からは、別途税金が見込まれる

以上

² 前掲第 29 頁

³ 前掲第 29 頁

**平成27年度コンテンツ産業強化対策支援事業
(アニメ下請ガイドラインフォローアップ等調査事業)
報告書**

平成 27 年 2 月 29 日



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

第5章 まとめ

1. アニメーション産業の構造的な課題

アニメーション産業における課題を整理すると以下の通りとなる。特定のプレイヤーの課題や問題ではなく、構造的にスケジュールが遅延しやすい状況となっている。

図表5-1 構造的な課題

